

台風災害と政府・千葉県による「人災」の実態について

～「棄民」された千葉県民の救済のために～

参議院議員 小西 洋之



はじめに

昨年の台風15号、19号及び10月25日豪雨は千葉県内に甚大な被害を及ぼした。改めて、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りし、被災された方々に御見舞いを申し上げる。特に、15号は被災家屋数6万超という未曾有の被害をもたらした。

本稿では、県選出の国会議員として救命・復旧等の対応に当たった経験を踏まえ、この度の大災害における政府、千葉県の空前絶後の「棄民」ともいべき実態を「被災家屋へのブルーシート設置の対策」を中心にご報告するとともに、今なお続く被災者の救援の必要について問題提起をしたい。

1. 大災害時における国会議員の役割

一般に想定外の大災害の際には、被災者を生命・尊厳の危機から救うために必要不可欠であり政府及び自治体が実行できるはずの対策であるにも関わらず、それが実行できていない事態が生じる。これに対する国会議員の役割として「被災者の実情を把握し必要な支援策を構想し、政府・自治体を指導・調整し、対策を実現する」ことがある。これは私自身も、原発事故の風評被害賠償の協議会を千葉県に設置するなどの東日本大震災、熊本地震等の支援対応から学んだことであるが、この度の大災害に際しても、9月9日の15号の来襲直後から防衛省を所管する外交防衛委員会理事など

の立場で各種の対応に努めてきた。

翌10日から11日にかけては、政府関係者や東京電力からの「倒木のために容易に停電復旧しない」との内々の情報に接し、事前に防衛省幹部に対して「千葉県知事から自衛隊法に基づく派遣要請さえ受ければ可能なことは全てやる」との言質を取った上で、「倒木除去は電気事業者の仕事」、「全県の除去だと自衛隊の増派が必要になる」などと主張する千葉県副知事（総務省からの出向者）を「神奈川県が要請してなぜ千葉県がしないのか。自衛隊は24万人おり、何万人でも要請すればいい」と説き伏せ、自衛隊の大動員（最終的には一万人体制）による倒木除去任務を発動させた。

また、11日から12日にかけては同副知事と内閣府官僚に指示し、県庁の被害状況取り纏め作業が遅滞していた災害救助法（水・食料・避難所などを国が全面支援する制度）を「東電の既発表の停電マップだけ」による簡便な審査により発動させた。この間には、大震災の原発事故対応のカウンターパートであった経産省官房長らと連携し、鴨川市の亀田総合病院の医療従事者らの通勤確保のためのガソリン供給などに取り組んだ。

他方、停電の長期化によって千葉県内の病院や老人ホームなどは深刻な事態に陥った。発災後の翌10日には県庁担当者の問題意識・使命感の薄さと実務能力の乏しさを見限った経産省は自らの力で対処することとし、省内に対策チームを設置し、11日からは県内の市町村に官僚を派遣し（最大で93名）、厚労省・自治体・東京電力と連携し、全

国から集めた電源車を各施設に供給する取組を行った。私は、医療政策で旧知であった厚労省の災害対応責任者とも連携し、こうした組織的対処の確保と地域ごとの施設のリスト化及び一件一件のしらみつぶしの安否確認等を要請・指示するとともに、私自身のネットワークによって、リストから漏れた10件余りの老人ホーム、障がい者施設などに電源車供給を手配した。なお、経産省の派遣官僚は電源車だけでなく水・食料の確保を含めあらゆる行政支援の窓口を務めた。これは本来、内閣府防災（県庁のみに数名を派遣）や総務省自治部局（派遣はゼロ人）、千葉県（13日になって各市町に派遣）が行うべきものであった。

これら「人命施設」への供給が確保された後には、畜産、農業、漁業施設などへの電源車・発電機供給に取り組んだが、多くの畜産物、花き、野菜、魚介類などが手遅れのために失われることとなった。

2. 発災直後に内閣改造を強行した安倍政権の「棄民」

以上の私が従事した対策からも、安倍総理が発災二日後の11日に強行した内閣改造は空前絶後の「棄民」そのものと言わざるを得ない。災害対応こそ最大の政治主導が求められる行政分野であり、その最高責任者の各省（内閣府防災担当、経済産業、防衛、厚労、国交等々）の政務三役を総入れ替えすることなどあり得ない。

では、なぜ、安倍総理は改造を強行したのか。翌月に招集を控えていた臨時国会では天皇即位に関する諸行事があるなど日程が極めて窮屈であり、日米貿易協定などの重要議案を処理するためには改造日を遅らせることを避けたかったはずである。

つまり、「千葉県民の生命・尊厳・財産よりも自分たちの政治日程を優先した暴挙」と言わざるを得ない¹。この「棄民」ぶりは、防災担当大臣に特段の行政指揮や災害対応の経験もない武田良太衆議院議員を任命し、防災担当政務官に元歌手の今井絵理子参議院議員を任命したこと等からも明らかである。結果、19号の来襲まで関係閣僚会議を一度も開催せず、官僚の実務者会議にも政務三役は出席せず（武田大臣のみが初回に一度出席したのみ）、全ての対策を官僚に丸投げしていたのである。

例えば、上記の震が関で最も自治体行政に長けた官僚集団である総務省自治行政部局からの被災市町村への派遣がゼロであったことは閣僚会議を開催しなかった弊害と言える。また、激甚法（国による財政支援の増強をする制度）は19日に全ての被災自治体首長を与党議員が引き連れ官邸（対官房長官）に陳情させた上で21日に発動しているが、激甚法の発動は法令が定めた機械的な算定基準でなされるものであり首長が被災地での復旧等の指揮を中断しての官邸陳情を行う必要は全くなく、「被災者の救援よりも政権のやってる感の作出」を優先した暴挙である。

3. 被災家屋へのブルーシート設置をめぐる政府・千葉県等の「棄民」

(1) 自衛隊への設置要請と増派要請を巡る問題

台風15号等の災害に対して「棄民」を行ったのは政府だけではない。千葉県においても恐るべき「棄民」が繰り返された。以下、その最たる例として被災家屋へのブルーシート設置の取組を報告する。

台風15号では県内で6万軒以上の家屋が強風

1 東京電力は内閣改造前日の9月10日の夕刻に「11日中に停電復旧の見込み」との旨を公表したが、10月1日の私の参議院災害対策特別委員会の質疑の通告レクに際し、経産省は「9日と11日に経産省の担当局長・課長が東電のホールディング・パワーグリッドの二社長に早急の停電復旧の要請等の電話をしたが、両者は10日だけは電話の内容の記憶が無い」との説明を行った。結局、翌日の質疑では（突如、記憶が蘇って）当たり障りのない答弁に終始したが、こうした経緯からも政府（官邸や経産省）から東電に「組閣を可能とするため、11日中の復旧見込みと公表すること」の圧力があったのではないかと推察される。

による損壊を受けた。被災家屋ではブルーシートを設置しなければ雨漏りが発生し、天井・柱・梁・壁などの浸水による腐食が進行すれば廃屋に至り、更には、壁等に発生したカビにより健康被害も生じる。すなわち、台風一過の後の「次の雨までに」一刻も早くブルーシートを設置するのが防災対策の要諦である²。

私は、被災地で被災規模と設置体制の圧倒的なギャップを目の当たりにし、必要な行政需要をまかなう即応能力を有する唯一の組織である自衛隊による設置が必要と認識し、9月14日に防衛省幹部に指示し副知事らと調整し、自衛隊によるブルーシート設置任務を発動させた。³

しかし、私からの「直ちに、少なくとも4、5千人規模のブルーシート設置部隊を作る必要がある」との要請に反し、県はブルーシート対策の担当省庁である内閣府と調整の上で「自衛隊には、独居老人・高齢者夫婦・障がい者の災害弱者の家屋のみの設置を要請する」という誤った方針を出すなどしたために数百人の動員に止まり、必要な要員数が全く確保されず、しかも、被災家屋と自衛隊設置チームのマッチング作業すら困難な被災自治体の人員不足等のために「県内の自衛隊の一日の稼働人数が減り始める」という事態さえも生じた。これに対し、私は、副知事と県に派遣された内閣府審議官に対し、「絶対的に行政能力が足りない被災自治体の申請に任せるのではなく、内閣府と千葉県が主導して各被災自治体ごとの損壊家屋数の見込みから自衛隊の必要要員数を概算し、県から自衛隊に増派を要請する必要がある」と再三働



ブルーシートを張る自衛隊員（防衛省HPより）

き掛けたが、両者の被災者の実情への無理解、無共感等により抵抗を受けることになった。

これを打開すべく、鋸南町の幹部に依頼をして9月22日に町から自衛隊増派要請を出してもらい、それを梃子にして、副知事及び内閣府幹部の抵抗を打破し、同日に自衛隊の増派を決定させた。その結果、鋸南町ではそれまでの数十名体制から最大400名体制に、館山市などでは200名以上の規模で増員されることになった。

また、上記対応と同時に、自衛隊へブルーシート設置を講習する職人らが作成した「強度と簡便性を兼ね備えたブルーシート設置の千葉版マニュアル」の自衛隊や消防隊等への共有を指示し、更には、やる気も能力もない千葉県幹部と内閣府官僚から県民を守るべく防衛省に指示し、本省の統合幕僚監部より事務系官僚二名を県に派遣させて自衛隊のブルーシート設置任務の調整に従事させることとした。

(2) 取り残された一般市民家屋

9月22日の自衛隊増派により、県内のブルーシート設置は大きく進んだが自衛隊の設置対象外とされた(災害弱者以外の)「一般市民の家屋」

2 内閣府はブルーシート設置に関する自治体の事務は、災害対策基本法第50条の災害応急対策（「被災者の救助その他保護に関する事項」）及び災害救助法第4条の応急修理（「被災した住宅への応急修理」）に該当するとしている。しかし、災害対策基本法に基づき策定された現行の「千葉県地域防災計画」にはブルーシート設置に関する記載が全く存在しない。

3 ブルーシート設置の大規模な任務発動は、自衛隊の歴史で初めてのことである（大阪北部地震で数軒設置したのみ）。

が取り残される事態が生じた⁴。私は、再三再四、県幹部と内閣府に対し、「屋根からの落下による死傷の危険があるブルーシート設置は一般市民には無理であり、一般市民家屋も自衛隊が対処する必要がある」と要請したが、県幹部らは「一般市民の中には自費で設置を行った者がおり、自衛隊が一般市民の家屋を無償で設置すると不平不満の混乱が生じる」という、被災者切り捨ての驚くべき主張を繰り返すのみであった⁵。

そして、「災害弱者」の対策がほぼ終了した9月末には、あろうことか、県が自衛隊への設置要請を解除する事態が生じた。その結果、「9月30日の時点において、県内で設置が必要な災害弱者以外の一般家屋は約1,700軒あるのに、2,000名まで増強された自衛隊部隊の10月1日の稼働はゼロ人⁶」といった「棄民」極まりない事態が生じた。その後も全県で一日約100軒しか設置が進まず、10月12日の台風19号では500軒以上の家屋が15号から丸裸のまま暴雨に降り込まれるという「人災」が生じている⁷。

こうした状況を打破すべく、私は10月1日の参議院災害特別委員会において武田防災担当大臣に「自衛隊に一般家屋の設置も要請し、次の雨までに全家屋に設置を」と求めたが、「千葉県県の判断次第である」といった他人ごとのような答弁が繰り返されるだけであった。私は、新聞各社に実情を情報提供し県の対応を批評する記事を書いてもらうとともに、10月3日には森田知事に対して知事の政治決断を求める親書を提出した。また、10月7日には網中はじめ県議が県議会で問題を追及し、16日には共に副知事

等への直接要請に千葉県庁に赴いたが県の対応が変わることはなかった。

なお、千葉県は一般市民家屋の対策として、民間施工事業者と被災市民のマッチング事業を行ったが（10月15日から11月末まで受け付け）、それで設置されたブルーシートはわずか約200軒に止まった。

実は、こうした「千葉県による災害弱者のみの自衛隊要請の在り方は、災害対策基本法及び災害救助法に違反する行為」であり、私は、その旨を立証する文書を作成し、内閣府・防衛省に内容確認を求めた上で、県庁幹部に突き付けたが、それでも対応が変わることはなかった。

(3) 剥がれたブルーシートが放置されている被災家屋

県の説明によれば、台風15号によって県内で7千超のブルーシート設置家屋が生じるようになった。しかし、ブルーシートの寿命は3ヶ月から半年とされ、現在、二、三年待ちとも言われる屋根の本修理が進まない中に、多くのブルーシートが剥がれその張り直しが必要となっている。

私は9月に自衛隊のブルーシート設置任務を発動する調整を行った際に、「ブルーシートの張り直しも自衛隊に行ってもらい以外に手段がない」ことを繰り返し副知事に訴えてきた。しかし、防衛省が私の質問に対して「千葉県から要請さえ受ければ張り直しを行う」旨を10月1日に国会答弁までしたにも関わらず、県は11月5日には自衛隊の災害派遣そのものを全て解

4 某市では災害弱者家屋を本庁で対応し、一般市民家屋を社会福祉協議会で対応することとしていたが、前者は自衛隊チームを擁して残り数軒まで設置が進んでいるのに、後者には設置体制が殆どなく数十軒の待ちリストが積み上がっていたが、こうした事態が各地域で生じた。

5 県幹部は10月7日の網中はじめ県議の県議会質疑でも明確にこの主張を述べている。

6 この事実関係については、10月1日の私の参議院災害対策特別委員会の質疑で内閣府、防衛省から答弁をさせている。

7 台風19号の来週に際しては、事前に県と内閣府・防衛省に対して、台風の翌日から自衛隊の大部隊によって一気に剥がれたブルーシートの張り直しを行うように指示等していたが、千葉県がそうした要請を自衛隊に行わなかったため、多くの家屋がその後の降雨により更なる被害を受けることとなった。

除してしまった。その結果、現在、被災地では数え切れないほどの家屋がブルーシートが剥がれたまま風雨による損壊を受け続ける事態が生じている。千葉の被災は復旧どころか、今なお恐ろしい規模で進行しているのである。

網中県議と共に12月24日に千葉県庁へヒアリングに赴き、即刻の実態把握を求めたところ、①15被災自治体において「現在、管内に何軒のブルーシート設置家屋があり、そのうち何軒が張り直し必要となっているか」を全く把握していない、②張り直しの実働は四市において週末のボランティア等の取組があるのみ、といった恐るべき実態が明らかになった。県は各被災自治体の消防隊等に対して1月末からブルーシート設置の講習会を行うとしているが、それも私の試算では被災規模に全く見合わない対策となっている。

既に、被災地では家屋の放棄による人口流出などが生じているが、抜本的な対策を講じない限り、こうした荒涼たる「棄民」事態が続いてしまうことになるかと強く危惧する。

4. まとめ

現在、千葉県においては「令和元年台風15号等災害対応検証会議」を、政府においては「令和元年台風第15号に係る検証チーム」を設置し、この度の大災害の行政対応の検証を行っているが、それらの中間報告案では政府・県の「棄民」の実態については全く記載されていない。これでは、千葉県民は完全に見捨てられ、将来の災害でも更なる「人災」を生じることになる。政府の検証は内閣府に対して苦渋の策として「後世の悪しき例とにならないように、せめて、政府や千葉県の対応を積極的に正当化しない記述とすること」を指示しているが、千葉県の検証も各方面から声を上げる必要がある。

なお、私は、発災直後から内閣府、防衛省、県



千葉県滝川副知事(左)に申し入れする筆者(中央)と網中県議(右)

に対して、自衛隊の力で最大限に千葉県民を救うと共にこの災害対応を教訓として「気候変動時代の次の大災害に備えた自衛隊のブルーシート設置訓練の実施（その訓練に「千葉県内の張り替え家屋」を利用する）」を提案していたが、これも県の「棄民」対応のために未達となっている。

安倍政権でなければ、森田県政でなければ、千葉県民を救うことはできたはずである。政治の責任を全身で噛み締め、引き続き全力を尽くしていく決意である。

後記：本年1月12日の習志野第一空挺団の初降下訓練で同席した森田知事に対して、ブルーシート張り直しのための自衛隊の災害派遣要請を直接訴えたところ、知事は必要性を理解し、滝川副知事の下で検討が行われることになり、現在その対応に関する回答を求めているところである。

小西 洋之 プロフィール

1972年生まれ。参議院千葉県選挙区（2010年、2016年当選）。東京大学教養学部卒業、コロンビア大学国際・公共政策大学院修了、東京大学医療政策人材養成講座修了。総務省・経済産業省 課長補佐。東日本大震災復興特別委員会理事、外交防衛委員会理事、裁判官弾劾裁判所裁判員等を歴任。現在、沖縄北方問題特別委員長。著書「いじめ防止対策推進法の解説と具体策」、「私たちの平和憲法と解釈改憲のからくり」、共著「平和憲法の破壊は許さない」、監修「こども六法」等